

## 久万高原町地域おこし協力隊設置要綱

令和6年3月28日

告示第22号

久万高原町地域おこし協力隊設置要綱（令和2年告示第22号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、町外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持・活性化につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、久万高原町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

### （定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 隊員 町長が委嘱した地域おこし協力隊の全員をいう。
- （2） 任用型隊員 隊員のうち、会計年度任用職員として任用した者をいう。
- （3） 委託型隊員 隊員のうち、町と業務委託契約を締結して活動を行う私人をいう。

### （隊員の活動）

第3条 隊員は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行うものとする。

- （1） 地域資源の発掘及び特産品の開発並びに販売支援に関する活動
- （2） 農林業の振興支援に関する活動
- （3） 移住交流及び定住促進に関する活動
- （4） 観光の振興に関する活動
- （5） 地域コミュニティ活動の支援
- （6） その他地域活性化のため町長が必要と認める活動

2 町長は、地域協力活動を円滑に進めるため必要と認める場合は、隊員に業務委託によってその活動を行わせることができる。

(町の役割)

第4条 町長は、地域協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 活動に関する総合調整
- (2) 活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 委嘱期間終了後の定住支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に必要な事項

2 町長は、地域協力活動に関して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(身分)

第5条 任用型隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(委嘱)

第6条 隊員は、法第16条に規定する欠格条項に該当せず、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域から本町へ移住し、住民票を異動することが可能な者、又は他地域で地域おこし協力隊員であった者（同一地域における地域協力活動2年以上、かつ解職1年以内）で、本町へ移住し、住民票を異動することが可能な者
- (2) 本町に定住・定着の意思がある者
- (3) 心身ともに健康である者
- (4) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない者
- (5) 住民とコミュニケーションをとり、誠実かつ積極的に地域協力活動ができる者
- (6) 総務省（特別交付税措置）の地域おこし協力隊の要件に該当する者

2 町長は、隊員を委嘱する場合は、委嘱条件等を通知するものとする。

(委嘱期間)

第7条 隊員の委嘱期間は、委嘱した日から1年以内とし、最長3年まで延長することができる。

2 隊員の委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(隊員の義務)

第8条 隊員は、町民との信頼関係を損ねることのないよう、各種法令の遵守をはじめ、活動規律を十分に確保しなければならない。

2 隊員は、第6条の規定により委嘱された後、直ちに本町の区域内に住所を定めなければならない。

3 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(副業)

第9条 隊員は、隊員としての秩序及び適格性を欠くことなく、地域協力活動の妨げにならない範囲において、他の利益活動により収入を得ようとする場合には、事前に町長へ申し出るものとする。ただし、委託型隊員はこの限りではない。

(活動の対価)

第10条 任用型隊員の報酬は、久万高原町地域おこし協力隊の給与に関する規則(令和2年久万高原町規則第15号)第2条の規定に基づき支給し、期末手当及び時間外手当などその他手当は支給しない。

2 任用型職員の通勤に係る費用は、久万高原町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年久万高原町規則第17号)第25条の規定に基づき支給するものとする。

3 任用型隊員が町長の命令により出張した場合は、久万高原町職員の旅費に関する条例(平成16年久万高原町条例第49号)に定める一般職の例により旅費を支給するものとする。

4 委託型隊員の委託料は、業務委託契約に基づき支払う。

(地域協力活動に要する経費)

第11条 町長は、隊員の地域協力活動に必要な経費については、予算の範囲

内で支出する。

(活動時間等)

第12条 任用型隊員の活動時間は原則として、1週間あたり35時間とする。ただし、委託型隊員の勤務時間等については、業務委託契約書で定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、任用型隊員は、久万高原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年久万高原町規則第18号）によるものとする。

(福利厚生)

第13条 任用型隊員の福利厚生については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115条）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の適用については、それぞれの法律の定めるところによる。

(公務災害補償)

第14条 任用型隊員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は久万高原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年久万高原町条例第35号）の定めるところによる。

(身分証明書の携帯等)

第15条 隊員が職務を遂行するときは、常に身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書を他人に貸与、譲渡又はこれを加工してはならない。

3 身分証明書を紛失又は損傷したときには直ちに町長に届けなければならない。

4 身分証明書は、任用期間終了時には直ちに町長に返還しなければならない。

(活動報告)

第16条 任用型隊員は、地域協力活動の状況について、その概要を活動記録日誌により記録し、毎月10日までに前月分の月間活動報告書とあわせて、町長に報告しなければならない。

- 2 委託型隊員は、業務委託契約に基づき報告を行うものとする。
- 3 隊員は、活動年度の3月末日又は第7条の委嘱期間の満了日のいずれか早い日までに、年間活動報告書を提出するものとする。ただし、別途活動報告会を実施する場合は、この限りではない。

(退職)

第17条 隊員は、真にやむを得ない理由により、第7条の委嘱期間の満了前に退職しなければならないときは、その旨を30日前までに町長へ申し出て、その承諾を受けなければならない。

- 2 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、隊員を解任することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は地域協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため地域協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 地域協力活動に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (5) 協議なく町外へ住所を移したとき。
- (6) 職の改廃又は予算の減少による廃職又は過員を生じたとき。
- (7) 募集時の応募用紙等に虚偽の記載があったとき。

- 3 町長は、前項の規定により隊員を任期の中途において解任しようとするときは、30日前に本人に予告しなければならない。ただし、当該隊員の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

